

# ＜全宅管理マガジン＞ Vol.8 (2011.11)

## トピックス1：「賃貸住宅管理業者登録制度」施行における全宅管理としての対応について

国土交通省は、平成23年9月30日に「賃貸住宅管理業者登録制度」における登録の手続等を定めた登録規程と、賃貸住宅管理業務を遂行する上で遵守すべき一定のルールを定めた賃貸住宅管理業務処理準則を公布し、本年12月1日より施行する旨公表しました。

更に、先週、「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の解釈・運用の考え方」(ガイドライン)と「賃貸住宅管理業者登録制度のQ&A」が公表されており、内容を本会ホームページの「協会からのお知らせ」に掲載しておりますので、登録をご検討の方は是非ご覧下さい。

本会では、登録方法の解説や登録後に必要な実務書面の作成等、登録促進に向けた事業を実施していくことが決定しており、制度の概要等の詳細な資料（パンフレット）を11月中旬以降に全会員宛に送付する予定となっております。また、現在開催中の会員研修会で登録制度の概要を本会顧問弁護士よりご講演いただいております。

## トピックス2：原状回復をめぐるトラブルとガイドライン関係冊子の送付について

平成23年8月16日、国土交通省より「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」が公表されました。これに伴い、本会では「賃貸不動産管理業者のための原状回復をめぐるトラブルとガイドライン再改訂版Q&A」及び同ガイドライン再改訂版のダイレクト印刷版を作成し、全会員宛に10月18日付で発送しております。内容をご確認いただきまして、追加のご注文がございましたら、同封のご注文用紙にてお申込み下さい。また、貸主・借主への配布用の「原状回復基礎知識」（リーフレット）を、11月中旬以降に全会員宛に送付する予定となっております。

## トピックス3：平成23年度会員研修会の開催について

本会では、会員企業従業者の資質の向上を図るため、本年10月より会員研修会をしております。お陰様で、既に開催された沖縄・宮城・福岡・北海道の4会場では、前回を上回る参加者数となりましたことをご報告、御礼申し上げます。また、今後開催の大坂（11/7）・愛知（11/8）・広島（11/28）・香川（11/29）・東京（12/8）・石川（12/9）の6会場は、現在も受講申込みを受け付けておりますので、奮ってご参加下さい（受講案内書を紛失された場合、本会ホームページの会員限定ページからダウンロードができますので、ご活用下さい）。

## トピックス4：電話法律相談（無料）のご案内

本会顧問弁護士による、賃貸管理に関する電話法律相談を隔週月曜日（月曜日が休日の場合は翌火曜日）に実施しております。出来るだけ多くのご相談に対応するため、相談時間は1回15分以内、相談内容は1回につき1件、でお願いいたします。なお、会員確認のため会員番号をお伺いいたしますので、あらかじめご用意下さい（会員番号が不明の場合はお調べいたします）。

〔11・12月の法律相談日〕 11月7日（月）、21日（月）／12月5日（月）、19日（月）

午後1時～4時（最終受付：午後3時50分）

【問い合わせ先】一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 事務局

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館

（電話）03-3865-7031 （FAX）03-5821-7330 （Eメール）zentakukanri@bz01.plala.or.jp